

平成27年第 1 回定例会

(初 日)

平成27年 3 月 3 日

平成27年第1回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成27年3月3日（火）
午前10時4分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 議員提出議案第1号 平川市議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第7 議案第1号 平川市教育委員会委員の任命について
議案第2号 平川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第3号 平川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第4号 平川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第8 議案第7号 平川市防災行政無線施設設置条例の全部を改正する条例案
議案第16号 平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第17号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第22号 平川市空き家等の適正管理に関する条例案
議案第29号 新市建設計画の変更について
議案第30号 平成27年度平川市一般会計予算案
議案第31号 平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案
議案第32号 平成27年度平川市介護保険特別会計予算案
議案第33号 平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
議案第34号 平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
議案第35号 平成27年度平川市学校給食センター特別会計予算案
議案第36号 平成27年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
議案第37号 平成27年度平川市簡易水道特別会計予算案
議案第38号 平成27年度平川市水道事業会計予算案
議案第39号 平成27年度平川市下水道事業会計予算案
議案第40号 平成27年度平川市広船財産区一般会計予算案
議案第41号 平成27年度平川市小和森財産区一般会計予算案
議案第42号 平成27年度平川市大坊財産区一般会計予算案
議案第43号 平成27年度平川市石郷財産区一般会計予算案

- 議案第 44 号 平成 27 年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
- 議案第 45 号 平成 27 年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
- 議案第 46 号 平成 27 年度平川市平田森財産区一般会計予算案
- 議案第 47 号 平成 27 年度平川市新館財産区一般会計予算案
- 議案第 48 号 平成 27 年度平川市沖館財産区一般会計予算案
- 議案第 49 号 平成 27 年度平川市葛川財産区一般会計予算案
- 議案第 50 号 平成 27 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
- 議案第 51 号 平成 27 年度平川市原田財産区一般会計予算案
- 議案第 52 号 平成 27 年度平川市岩館財産区一般会計予算案
- 議案第 53 号 平成 27 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案

- 第 9 議案第 5 号 平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例案
- 議案第 6 号 平川市保育の実施に関する条例を廃止する条例案
- 議案第 8 号 平川市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 議案第 9 号 平川市行政手続条例の一部を改正する条例案
- 議案第 10 号 平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 11 号 平川市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第 12 号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 13 号 平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 14 号 平川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 15 号 平川市公営共同墓地条例の一部を改正する条例案
- 議案第 18 号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第 19 号 平川市道路法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 20 号 平川市公民館条例の一部を改正する条例案
- 議案第 21 号 平川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案
- 議案第 23 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第 24 号 猿賀公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 25 号 東公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 26 号 平川市運動施設 B & G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 27 号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について

- 議案第 28 号 久吉辺地総合整備計画の変更及び策定について
議案第 54 号 平成 26 年度平川市一般会計補正予算案 (第 7 号)
議案第 55 号 平成 26 年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案 (第 3 号)
議案第 56 号 平成 26 年度平川市介護保険特別会計補正予算案 (第 3 号)
議案第 57 号 平成 26 年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号)
議案第 58 号 平成 26 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案 (第 3 号)
議案第 59 号 平成 26 年度平川市水道事業会計補正予算案 (第 4 号)
議案第 60 号 平成 26 年度平川市下水道事業会計補正予算案 (第 3 号)
議案第 61 号 平成 26 年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
議案第 62 号 平成 26 年度平川市石郷財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
議案第 63 号 平成 26 年度平川市柏木町財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
議案第 64 号 平成 26 年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案 (第 2 号)
議案第 65 号 平成 26 年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
議案第 66 号 平成 26 年度平川市原田財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
議案第 67 号 平成 26 年度平川市岩館財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)
議案第 68 号 平成 26 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案 (第 1 号)

- 第10 報告第 1 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第 7 号 平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
報告第 2 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
・専決第 1 号 平成 26 年度平川市一般会計補正予算 (第 5 号)
・専決第 2 号 平成 26 年度平川市一般会計補正予算 (第 6 号)
報告第 3 号 平川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

- 第11 請願第 1 号 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書
請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（17名）

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|------|----|-------|----|------|
| 1 | 三浦純一 | 8 | 佐々木利正 | 15 | 古川昭二 |
| 2 | 石田昭弘 | 9 | 工藤竹雄 | 16 | 成田敏昭 |
| 3 | 原田淳 | 10 | 對馬實 | 17 | 佐藤雄 |
| 4 | 桑田公憲 | 11 | 齋藤政子 | 18 | 齋藤英仁 |
| 5 | 欠 | 12 | — | 19 | — |
| 6 | 大川登 | 13 | 齋藤律子 | 20 | 古川敏夫 |
| 7 | 小野敬子 | 14 | 田中友彦 | — | — |

○欠席議員（1名）

5番 工藤輝昭議員

○地方自治法第121条による出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-----------|------|-------------|-------|
| 市長 | 長尾忠行 | 会計管理者 | 菊池孝夫 |
| 副市長 | 古川洋文 | 農業委員会事務局長 | 須藤俊弘 |
| 総務部長 | 古川鉄美 | 選挙管理委員会事務局長 | 白戸照夫 |
| 企画財政部長 | 鳴海和正 | 平川診療所事務長 | 内山勝徳 |
| 市民生活部長 | 佐藤俊英 | 碓ヶ関診療所事務長 | 鈴木浩 |
| 経済部長 | 奈良進 | 監査委員事務局長 | 小山内功治 |
| 建設部長 | 櫻庭正紀 | 教育委員会委員長 | 内山浩子 |
| 水道部長 | 今英明 | 教育長 | 柴田正人 |
| 尾上総合支所長 | 樋口正博 | 農業委員会会長 | 古川寛三 |
| 碓ヶ関総合支所長 | 工藤久富 | 選挙管理委員会委員長 | 内山久人 |
| 教育委員会事務局長 | 芳賀秀寿 | 代表監査委員 | 古川敏明 |

○出席事務局職員

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|------|----|-------|
| 事務局長 | 鳴海景文 | 主事 | 石岡奈々子 |
| 主幹兼議事係長 | 浅原勉 | — | — |

午前10時4分 開会及び開議

○議長
(田中友彦議員)

5番、工藤輝昭議員より、入院治療のため本定例会すべての会議を欠席する旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより、平成27年第1回平川市議会定例会を開会いたします。

なお、説明補助員として、関係課長等が議場へ入ることを許可しておりますので、御了承願います。

報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、小野敬子議員及び9番、工藤竹雄議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、会期について協議いたしましたところ、御手元に配布した会期日程表(案)のとおり、会期は本日3日から16日の14日間に決定になってございます。

なお、一般質問の通告は御手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、7人となってございます。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日3日から16日までの14日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日3日から16日までの14日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月10日、福士恵美子議員より議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、会議規則第147条第2項の規定により、同日、許可したことを御報告いたします。

市長より、議案第1号から議案第68号、報告第1号から第3号の合計71件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

監査委員より、平成26年10月から12月分の例月出納検査報告書、白岩

森林公園ほか2件の指定管理者監査の結果報告について、学校及び行政機関の定期監査の結果報告について。以上が提出されましたので、御報告いたします。

最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書、外国人に参政権を与える条例等の制定をしないことを求める要望書、平成27年度市発注工事に関する要望書。それぞれの写しを配布しておりますので、御精読願います。

議会運営委員長より、去る2月26日開催された平成27年第2回議会運営委員会において、申し合わせしました事項について配布しておりますので、御精読願います。

平成26年第4回定例会報告以降の議会の諸般事項報告書を配布しておりますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第1号平川市教育委員会委員の任命についてから、報告第3号平川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてまでの71件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長
(長尾忠行)

おはようございます。

本日、平成27年第1回平川市議会定例会の開会に際し、平成27年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べさせていただきます。

今冬は12月早々より大雪に見舞われ、2月14日には碓ヶ関地域で観測史上最高の140センチメートルの積雪を記録するなど、市民生活に大きな苦勞をもたらしました。大雪の影響でこれまでに、非住家の倒壊が4件ありましたが、人的被害はなく安堵をいたしております。

除排雪予算につきましては、二度の補正により総額3億2,000万円に達しましたが、一方で除雪の仕上がりを賞賛する声が聞かれましたことは喜ばしいことであり、建設業者はじめ、関係者各位の御労苦に対し、深く感謝を申し上げたいと思います。

3月に入り、ようやく春の気配が感じられるようになりました。春の農作業が本番を迎えるにあたり、農道除雪支援や雪害対策をしっかりと講じてまいります。

さて、国においては、人口減少対策を中心とする「地方創生」を重要な政策課題に位置付け、昨年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方創生に総合的に取り組むことといたしました。

これを受け、本市でも平成27年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、平成28年度から本格的に施策を展開するほか、早期に実施することでさらに効果が高まる施策については、平成27年度

に先行型事業として進めることといたしました。

今般、国が経済対策と「地方創生」を後押しするために措置した、自由度の高い交付金は、「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の二つから成り立っており、今議会に平成26年度一般会計補正予算として提案しております。

地域消費喚起・生活支援型といたしましては、主にプレミアム付商品券やふるさと旅行券の発行など、市内経済の活性化や生活支援に向けた事業に1億3,000万円を計上し、地方創生先行型につきましては、企業の販路拡大支援や観光振興事業、婚活事業への助成や子育て住宅支援補助金の交付などに1億674万円を計上いたしました。

今回実施いたします事業は、これから続く多様な地方創生関連事業の一端となるものであります。

本市の持つ恵まれた農林業資源をはじめ、ねふたや温泉など観光資源の可能性を最大限引き出し、安定した仕事を確保することで若者の定住を促進し、加えて、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めることで人口減少の緩和を図り、本市の持続的な発展を目指す「平川市創生」に全庁挙げて取り組んでまいります。

複数年にわたる息の長い事業となりますので、市民の皆様並びに議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、平成27年度の当初予算について申し上げます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ189億7,000万円になりました。肉付け後の平成26年度予算額と比較いたしましても、9.6%上回る16億6,200万円の増となり、いわゆる積極的型予算となりました。

私の公約「元気なまちづくりプロジェクト10」の実現はもとより、「平川市創生」や「市民の一体感の醸成」を念頭に、その達成に向けて重点配分いたしました。

これから数年間は、市内小・中学校の整備を中心に大型事業が続く予定ですが、これまで同様、財政規律を重視し健全な財政運営に心掛けてまいります。

それでは、平成27年度の主要施策の概要について、次の五つの重点項目に沿って御説明申し上げます。

一つ目の「人口減少対策施策の推進」についてであります。人口減少問題の有効な手立てとして、雇用の確保はもとより、子どもを産み育てる環境づくりを推進することが重要であると考えております。

私は、本市を「子育て最適の地」とするために、今年度から子育て支援課を創設するとともに、第2子以降の保育料無料化など、経済的支援を合わせて行い、総合的に子育て支援体制の充実を図ってまいりました。

新年度は、4月から施行される子ども・子育て支援新制度に基づき、現在策定中の平川市子ども・子育て支援事業計画に沿って、各種子育て支援施策のさらなる充実を図ってまいります。

具体的には、第2子以降の保育料無料化と、これまで2年間続けてまいりました子育て住宅への補助事業を継続することとし、こども医療費給付事業につきましては、これまでの就学前児童の医療費給付に加え、中学校3年生までの入院医療費についても助成することにいたしました。また、病後児保育室を4月から開設し、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

二つ目の「防災対策に重きをおいた安全・安心なまちづくり」につきましては、市民に一斉に情報を伝達する防災行政無線の整備が今年度完了いたしました。

今般見直しを行った平川市地域防災計画に基づき、新年度も自主防災組織の育成、防災施策等の整備、消防施設の充実など、安全・安心なまちづくりのための総合的な対策に取り組んでまいります。

具体的には、近年のゲリラ豪雨による大雨被害が市街地において頻繁に発生するなど、早急に対策を講じる必要があることから、その整備方針づくりに着手いたします。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、市内小・中学校体育館の吊り天井など、落下危険物の対策に取り組みます。さらには、市内すべての防犯街路灯のLED化を進め、地域の防犯や通学路の安全の確保に努めてまいります。

三つ目の「未来を担う子どもたちの教育環境整備」につきましては、本市の基本理念である「ひと・地域・産業がきらめくまち」の実現に向け、将来を担う人材育成事業をはじめ、教育振興予算の配分に最大限配慮いたしました。

子どもたちが確かな学力を身に付け、向上させることができるよう、市内各小中学校に学習支援員を17名配置するほか、外国語活動支援員、特別支援教育支援員及び教育相談員を配置し、学校支援に努めてまいります。

また、市内小・中学校が軒並み老朽化している現状を踏まえ、平賀東小学校の改築、猿賀小学校の改築、そして小和森小学校の大規模改修など、順次計画的に整備してまいります。

四つ目は、「六次産業化の推進をはじめとする産業振興対策」についてであります。

昨今は、国の農業政策が大きく変化しております。本市としても、この改革の流れの中で新たな制度を十分活用しながら、農業経営の安定が図られるよう取り組みを進めてまいります。

中山間地域等直接支払制度は、新年度から第4期対策がはじまりますので、引き続き集落活動を支援してまいります。

また、農道や水路の保全管理・簡易補修は、多面的機能支払制度を活用し、共同で取り組む活動を支援してまいります。

今年は、現在建設中の木質バイオマス発電所が完成し稼働する予定に

なっております。新たな雇用の創出を大変うれしく思うとともに、さらなる雇用の拡大を目指し、発電所を拠点としたバイオマス産業都市構想の策定に取り組んでまいります。

さて、本市の有する豊富な農畜産物や貴重な観光資源を磨き上げ、成長産業へと発展させていくため、今年度、平川市産業の元気プロジェクト委員会を立ち上げ、農産物のブランド化や加工品の開発・販路拡大、そして観光振興などについて検討を重ねてまいりました。

この成果に基づき、新年度は、国の新たな制度である地理的表示法を活用したりんごのブランド化を目指し、産学官金の連携で取り組んでまいります。

また、市内立地企業に対する販路拡大支援や、平川ねぶたを県内外にPRするための女子囃子組の創設などにも取り組んでまいります。

県が保有する農産物加工施設の取得につきましては、現在、県と協議している段階ではありますが、その実現と取得後の有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

五つ目の「市制施行10周年を契機とした市民の一体感の醸成」についてであります。平成28年1月に平川市市制施行10周年を迎えます。市民全員でこの節目を祝い、一体感のさらなる醸成を図るとともに、未来への飛躍に願いを込め、記念式典や各種記念事業を実施したいと考えております。

内容といたしましては、おおみそかに前夜祭としてねぶた運行を行い、年明けの1月に記念式典を開催、これを皮切りに落語家林家木久扇による消費者被害防止講演会や大相撲平川場所などを考えています。

以上、五つの重点項目について申し上げましたが、これ以外の主要施策について御説明申し上げます。

はじめにスポーツ振興についてであります。スポーツは人生を豊かにし、活力ある地域づくりに大切なものであります。

本市では、野球やソフトボール、ソフトテニスをはじめ各種スポーツ競技が幅広い年齢層で盛んに行われ、県内でも高いレベルにあることは市民の誇りであり、活躍のニュースは市民に感動と元気を与えています。活動の拠点となるスポーツ施設につきましては、今年度、尾上野球場のナイター照明や当球場に隣接する多目的広場を整備したほか、ひらかドーム内に暖房装置を設置いたしました。

新年度から、全天候型400メートルトラックをメイン施設とした第2期平賀総合運動施設整備工事が本格的にスタートいたします。

また、築40年を経過し老朽化に対応するため、新たな室内競技施設として、市民体育館改築事業の基本設計に着手いたします。

今後も、生涯を通じたスポーツライフづくりや競技力の向上などを目指し、市民の皆様とともにスポーツ振興をしてまいります。

次に、福祉の推進につきましては、障害のある人もない人も、子ども

も高齢者も、すべての人が家庭や地域の中で安心して生活し、活動できる社会「ノーマライゼーション社会」の実現を目指し、社会福祉協議会をはじめ関係団体、地域住民との連携により施策を推進してまいります。

今年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の自立支援策として新たなセーフティネットが創設されます。自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給などを通して、生活困窮者を支える連携・連絡体制の充実を図りながら、個々の状況に応じた、適切で継続的な支援を行ってまいります。

健康づくりにつきましては、一昨年、本市の男性の平均寿命が全国ワースト7位という不名誉な結果が公表されました。

短命市を返上すべく、健康づくりを推進するための健康づくり条例の制定や健康づくり宣言を行い、健康寿命青森県ナンバー1を目指した施策を推進してまいります。

最後に、平川市の知名度アップについてであります。

本市のりんごは、りんご王国青森県で毎年開催されている青森県りんご品評会において入賞の常連となっており、品質日本一のりんごであると自負しております。また、本市には、高冷地野菜やタケノコなど、自慢の食材のほか、世界一の扇ねふたや数々の温泉など、全国に誇れる資源がたくさんあります。

しかしながら、平川市の魅力、良さが広く知れ渡っていないのが現状であります。新年度は、市の魅力を凝縮したプロモーションビデオを制作し、市民みんなで情報発信していただく事業に取り組んでまいります。

また、全国で注目を集めているふるさと納税制度を知名度アップのチャンスと捉え、事業者の皆様とともに平川市の魅力を発信してまいりたいと考えております。

市長に就任してから一年余り、私は市政運営にあたって、基本姿勢の一つ「対話と実行」を柱に、「市民が主役のまちづくり」を進めるため、市内40箇所でもちづくり懇談会を開催し、市民の皆様の声を市政運営や施策に反映させるよう努めてまいりました。

また、市役所の意識改革を進めるために、職員との懇談を通して市民本位の行政サービスや組織横断的な対応など、私の方針を伝えるとともに、現場が抱える課題について、情報の共有を図ってまいりました。

新年度も市民の皆様との対話を重視し、市民目線での市政運営に努めてまいります。

市制施行10周年を契機に、「ひと・地域・産業がきらめくまち平川市」がさらに前進するよう市民の皆様とともにチャレンジしてまいりたいと考えております。

以上、平成27年度の市政運営に臨む基本的な考え方と主要施策について申し上げますが、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは引き続き、提出いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

まず、議案第1号平川市教育委員会委員の任命については、平川市教育委員会委員の工藤甚三氏の任期が、来る3月7日をもって満了となりますので、同氏を再任いたしたく、御同意を求めるためのものであります。

次の議案第2号から議案第4号までの3件、平川市固定資産評価審査委員会委員の選任については、いずれも委員の任期が、来る3月5日をもって満了となりますので、委員の選任について、御同意を求めるためのものであります。

議案第2号は山谷文了氏の後任の委員として、三浦 稔氏を選任することについて、議案第3号は明石輝光氏の後任の委員として、山田 貢氏を選任することについて、議案第4号は木村 勉氏を再任することについて、御同意を求めるためのものであります。

次に、各条例案について、御説明申し上げます。

議案第5号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例案は、教育公務員特例法の一部改正等に伴い、教育長の給与、勤務時間等について、本定例会に提出しております関連条例で別に定めるため、廃止しようとするものであります。

議案第6号平川市保育の実施に関する条例を廃止する条例案は、児童福祉法の一部改正に伴い廃止しようとするものであり、議案第7号平川市防災行政無線施設設置条例案は、新たな防災行政無線施設整備に伴い、無線局の設置場所等を定めようとするものであります。

議案第8号平川市事務分掌条例の一部を改正する条例案は、現在の市民生活部を、市民課、国保年金課の2課を分掌する市民生活部と、健康推進課、福祉課、子育て支援課、介護保険課の4課を分掌する健康福祉部の二つの部に分割し、効率的な行政運営の実施に向けた組織の強化を図るため、改正をしようとするものであります。

議案第9号平川市行政手続条例の一部を改正する条例案は、行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等の求めや行政処分及び指導を求める制度などを定めるため所要の改正をしようとするものであり、議案第10号平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、平川市農業委員会委員の報酬の支給方法について、現行の年額支給を月額支給に改めるとともに、会長等の報酬額を改定しようとするものであります。

議案第11号平川市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案から議案第13号平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案、及び議案第21号平川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴

い、それぞれ教育委員会の定数、教育長の給料及び旅費に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をするとともに、教育長の勤務時間等に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

議案第14号平川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、青森県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告にかんがみ、職員の給料月額及び単身赴任手当の額を改定するほか、その他所要の改正をしようとするものであります。

議案第15号平川市公営共同墓地条例の一部を改正する条例案は、新館公営墓地新区画の完成に伴い、その使用料及び管理手数料を定めるため、改正しようとするものであり、議案第16号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案は、現行の乳幼児医療費給付事業を拡充するため、給付方法等を定めるほか、所要の改正をしようとするものであります。

議案第17号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法第9条第1号被保険者について、平成27年度から平成29年度までの保険料を定め、その他所要の改正をしようとするものであり、議案第18号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、同法施行による介護保険法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案第19号平川市道路法施行条例の一部を改正する条例案は、道路法施行令の一部改正に伴い道路占用料の額を改め、その他所要の改正をしようとするものであり、議案第20号平川市公民館条例の一部を改正する条例案は、平川市尾上公民館及び平川市葛川地区公民館を廃止し、平川市猿賀公民館及び平川市東公民館を多目的集会施設へ移管しようとするものであります。

議案第22号平川市空き家等の適正管理に関する条例案は、空き家等の適正管理及び有効活用に関し必要な事項を定め、市民等の良好な生活環境の保全及び安全で安心な魅力ある地域社会の実現を図るため、制定しようとするものであります。

以上が、各条例案の概要であります。

次の、議案第23号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については、構成団体である青森地域広域消防事務組合の解散などに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号猿賀公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてから議案第26号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定

及び指定管理者の管理の期間についての全3件は、それぞれの施設の指定管理者の指定と管理の期間について、平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条及び第4条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号平川市過疎地域自立促進計画の変更については、新たな事業登載に伴い平川市過疎地域自立促進計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであり、議案第28号久吉辺地総合整備計画の変更及び策定については、久吉辺地総合整備計画を変更するとともに、新たな事業を登載することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号新市建設計画の変更については、合併特例債の発行限度が延長されたことに伴う新市建設計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、平成27年度の各予算案について、その概要を御説明いたします。

議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ189億7,000万円とするものであります。

まず、歳入の主なものとして、1款、市税の市民税については、景気回復が思わしくないことから、個人、法人合わせて対前年度比3%の減としており、固定資産税については、評価替えの影響などもあり、市税全体で対前年度比4%の減を見込み、22億1,328万円としております。

2款、地方譲与税については、自動車重量譲与税及び地方揮発油譲与税とも、前年度の見込み額より16.5%減の1億9,300万円とし、6款、地方消費税交付金は、地方財政計画を参考に前年度と同額の3億2,000万円とし、10款、地方交付税については、特別交付税の伸びを見込み対前年度比1%増の79億円を計上しております。

14款、国庫支出金は、道路橋りょう費補助金及び臨時福祉給付金の給付単価の減額により、対前年度比1%減の23億6,921万円とし、15款、県支出金は、種子センター改築に係る強い農業づくり交付金の新規計上により、対前年度比44%増の18億5,333万円としております。

18款、繰入金は、起債の繰上償還金の財源として市債管理基金繰入金2億7,000万円を計上したほか、財源不足に対応して、財政調整基金繰入金を3億7,582万円、公共施設等整備基金繰入金3億5,000万円を計上しております。

21款、市債は、木質バイオマス発電事業貸付金、第二期平賀総合運動場整備事業をはじめ、合併特例債など、対前年度比122.5%増となる23億5,260万円を計上したことなどが、主な内容であります。

一方、歳出の主なものは、2款、総務費では、LED防犯灯整備事業、社会保障・税番号制度システム整備業務により、対前年度比31%増の23億8,972万円とし、3款、民生費では、病後児保育事業、放課後児童クラブ環境改善事業、こども医療費給付事業の拡充等により、対前年度比3%増の56億5,771万円を計上しております。

4款、衛生費では、碓ヶ関地区最終処分場焼却炉等解体工事を新規計上したほか、乳幼児医療給付費の3款への移行に伴い、対前年度比2.1%減の10億2,432万円としております。

6款、農林水産業費では、多面的機能支払交付金の創設や津軽みらい農協の種子センター改築のため「強い農業づくり交付金」を新規に計上したことにより、対前年度比90.3%増の13億8,381万円としております。

8款、土木費は、古懸不動野線道路改築事業費の減額等により、対前年度比9.4%減の15億7,799万円とし、9款、消防費は、平川消防署改修工事を新規計上しましたが、大型事業であります防災無線施設整備事業の終了に伴い、対前年度比25.7%減の7億2,720万円としております。

10款、教育費では、小和森小学校大規模改修事業、市内中学校の太陽光発電設備の蓄電池整備事業、そして第二期平賀総合運動場整備事業など大型事業を本格実施することから、対前年度比93.1%増の26億1,831万円としております。

12款、公債費は、将来の公債費負担軽減のため、公的及び民間資金繰上償還分として、2億7,020万円を通常償還分に上乗せし計上したことから、対前年度比6.5%増の28億2,241万円としております。

以上が、議案第30号平成27年度平川市一般会計予算案の主なる内容であります。

次の議案第31号平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案から議案第39号平成27年度平川市下水道事業会計予算案までの各特別会計及び各企業会計予算案につきましては、それぞれの会計の事業実施に係る経費等について措置したものであります。

次の議案第40号平成27年度平川市広船財産区一般会計予算案から議案第53号平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの各財産区一般会計予算案、全14件の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,865万8,000円であり、主な内容につきましては、森林総合研究所による分収造林事業に係る下刈り等の委託費であります。

続きまして、平成26年度の各会計の補正予算案であります。

まず、議案第54号平成26年度平川市一般会計補正予算案（第7号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,619万8,000円を追加し、予算の総額を179億6,086万6,000円とするものであります。

今回の補正は、地方創生関連予算について、事業費総額1億9,048万1,000円を新規計上するとともに、事業展開を平成27年度と切れ目なく実施することから、全額繰越明許費を設定しております。

その他、国の補正予算に伴う事業や年度内の完了が困難な事業についても、繰越明許費の設定を行うほか、平成26年度の決算見込みに基づく調整を行うものであります。

まず、歳入であります。10款、地方交付税では、調整額785万9,000円を追加し、14款、国庫支出金では、がんばる地域交付金3,684万8,000円、地方創生関係事業に充当する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1億4,263万4,000円を新規計上しております。

18款、繰入金では、今回補正の財源調整として、財政調整基金繰入金4,810万5,000円を追加計上し、21款、市債では、橋りょう長寿命化事業を1,830万円、新館野木和町居線道路改良事業を2,520万円、平賀東小学校改築事業を4,570万円それぞれ減額しております。

一方、歳出のうち、地方創生関連の主なものとして、2款、総務費では、お出かけ・買い物支援事業2,758万円、3款、民生費では、福祉商品券交換事業1,532万8,000円、失礼いたしました。民生費では、福祉商品券交付事業1,532万8,000円、7款、商工費では、プレミアム付き商品券発行事業3,343万8,000円、観光施設もてなし環境整備事業1,300万円、駅前イルミネーションプロムナード事業1,561万8,000円などを新規計上しております。

また、地方創生関連以外の主な歳出については、2款、総務費では、社会保障・税番号制度システム整備委託料2,127万6,000円、地籍調査委託料2,161万1,000円をそれぞれ減額し、3款の民生費では、国民健康保険特別会計繰出金1,281万6,000円を追加するとともに、児童手当3,324万円、児童扶養手当4,146万円をそれぞれ減額しております。

6款、農林水産業費では、青年就農給付金2,550万円を追加計上し、8款、土木費では、橋りょう補修工事3,205万2,000円、道路新設改良費8,360万円を減額したほか、下水道事業会計の来年度償還財源を確保するため、下水道事業会計出資金1億1,000万円を追加計上しております。

10款、教育費では、市内小・中学校の体育館耐震化工事設計業務委託料1,372万7,000円を減額しております。

以上が、議案第54号平成26年度平川市一般会計補正予算案（第7号）の主なる内容であります。

議案第55号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出予算から、それぞれ6,848万円を減額しようとするものであり、議案第56号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出予算に、それぞれ3,385万5,000円を追加しようとするものであり、その主な内容としましては、介護給付費の増加と介護保険法の改正に伴うシステム改修及び保険料の減収に対応するものであります。

議案第58号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出予算から、それぞれ1,868万7,000円を減額しようと

するものであり、議案第58号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出予算から、それぞれ898万7,000円を減額しようとするものであり、主な内容としましては、事業費の精査による調整であります。

議案第59号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案（第4号）は、収益的収入に2,914万円を追加するとともに、収益的支出から242万9,000円を減額し、資本的支出からは、760万5,000円を減額しようとするものであり、その主な内容としましては、地方公営企業法の改正に伴い、みなし償却制度を廃止し、長期前受金を計上するほか、水道事業の精算に伴い補正するものであります。

議案第60号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）は、収益的収入に3億5,595万2,000円を追加するとともに、収益的支出から121万8,000円を減額し、また、資本的収入に6,140万円を追加するとともに、資本的支出から423万円を減額しようとするものであり、その主な内容としましては、地方公営企業法の改正に伴い、みなし償却制度を廃止し、長期前受金を計上するほか、資金不足が生じることから、一般会計から出資金の繰入れや、流域下水道事業の精算に伴い補正するものであります。

議案第61号平成26年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案（第1号）から議案第68号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）までの全8件については、予算総額から歳入歳出それぞれ735万円を減額しようとするものであり、主な内容につきましては、分収造林契約を締結している森林総合研究所の事業計画変更のため、分担金及び林業費を変更するものであります。

最後は、報告案件であります。

報告第1号及び報告第2号の専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてであります。平成26年第4回定例会終了後において生じた議決事項に関して急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

まず、報告第1号は、専決第7号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

その内容であります。健康保険法施行令の一部改正に伴い出産一時金の額を改め、平成27年1月1日から施行する必要が生じたため、平成26年12月19日付けで専決処分したものであります。

報告第2号は、平成26年度平川市一般会計補正予算（第5号及び第6号）であります。

専決第1号平成26年度平川市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、予算の総額を178億2,848万3,000円とするものであります。

その内容であります。当初予算に見込んだ除雪費に不足が生じたため、除雪委託料に5,000万円、借上料3,000万円を追加するとともに、その財源として、財政調整基金から8,000万円を繰入することとし、平成27年1月8日付けで専決処分したものであります。

専決第2号平成26年度平川市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,618万5,000円を追加し、予算の総額を179億1,466万8,000円とするものであります。

その内容であります。国の地方創生対策に先駆けて、福祉灯油購入費助成を実施することとし、その事業費2,618万5,000円を新規計上したほか、平成27年1月8日付けで専決処分いたしました除雪費に不足が生じたため、除雪委託料4,000万円、借上料2,000万円を追加するとともに、その財源として、財政調整基金から8,618万5,000円を繰入することとし、平成27年2月5日付けで専決処分したものであります。

最後の報告第3号平川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき、平成25年11月に青森県が策定した、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に即して、平川市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しましたので、同条第6項の規定によりこれを報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職をはじめ、関係者からそれぞれ御説明を申し上げます。

議員の皆様には、慎重に御審議の上、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますようお願いを申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

提出議案説明にあたりまして、訂正させていただきます。

3ページ、地域消費喚起・生活支援型の事業費を1億3,000万円と申し上げましたが、正しくは1億3,100万円でありました。

次に、7ページ、4行目の説明において、防災施策等の整備と申し上げましたが、正しくは防災施設等の整備でありました。

次に、25ページ、1行目の説明において、合併特例債の発行限度と申し上げましたが、正しくは発行期限でありました。

次に、31ページ、1行目。地方創生関連予算を1億9,048万1,000円と申し上げましたが、1億4,148万1,000円でありました。

数々の訂正箇所がありまして申しわけありません……。失礼いたしました。31ページの地方創生関連予算であります。1億9,148万1,000円でありました。

訂正して、お詫び申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。
11時25分まで休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。自席でお願いします。

○市長

(長尾忠行)

先ほどの説明要旨の中で、もう1箇所誤読がありましたので、訂正してお詫びしたいと思います。

34ページ、議案第57号を58号と申し上げたと思います。57号と訂正させていただきます。また、予算額を1,868万7,000円と申し上げましたが、正しくは、1,864万7,000円でありました。

2箇所ですが、訂正してお詫び申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長

日程第5、予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任についてを議題とします。

本定例会に平成27年度の各会計の予算案が提出されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、平成27年度の各会計の予算案について審査することを目的に、18人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、平成27年度の各会計の予算案について審査することを目的に、18人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において18人の全議員の皆さんを指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました18人の全議員の皆さんを予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法について、お諮りします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長が

指名推選することに決しました。

それでは、予算特別委員会の委員長及び副委員長を指名推選いたします。委員長に9番、工藤竹雄議員、副委員長に3番、原田 淳議員を指名推選いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

予算特別委員会委員長、副委員長のあいさつを求めます。

はじめに工藤竹雄委員長、登壇願います。

9番、工藤竹雄議員登壇。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会
委員長(工藤竹雄
議員)

ただいま予算特別委員会が設置され、予算特別委員会の委員長に議長より御指名いただき、改めて責任の重さを感じております、9番、工藤竹雄であります。

さて、御承知のとおり、来年度は地方創生のもと地方の真価が大きく問われる年であり、その市の施策に関わる予算の初年度でもあります。

来年度予算をこれからの市の真価の礎とするためにも、委員の皆様方には、活発な議論と慎重なる審査をお願いし、また、理事者におかれましては、明瞭簡潔な答弁をお願いするものであります。

私自身不慣れでございますが、皆様の御協力をいただき、委員長の職務を全うしたいと思っておりますので、何分よろしくお願いを申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長

次に原田 淳副委員長、登壇願います。

3番、原田 淳議員登壇。

(予算特別委員会副委員長登壇)

○予算特別委員会
副委員長(原田
淳議員)

3番、原田 淳です。

多士済済の中から、私のような浅学非才な者が議長より予算特別委員会の副委員長に御指名いただき、まことにありがとうございます。

常在戦場の思いで委員長を補佐し、また、委員長に事ある時には副委員長として、その任を全うしてまいりたいと思っております。

皆様の御協力をお願いを申し上げ、あいさつといたします。

(予算特別委員会副委員長降壇)

○議長

日程第6、議員提出議案の審議に入ります。

議員提出議案第1号は委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

議員提出議案第1号平川市議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案理由を説明願います。

- 議会運営委員会委員長、登壇願います。
- 11番、齋藤政子議員。
- (議会運営委員会委員長登壇)
- 議会運営委員会委員長(齋藤政子議員) 議員提出議案第1号平川市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。
- 本案は、平成26年9月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月1日より施行されることにより、それに伴う改正であります。
- 先ほどの議案上程の説明の中でもありましたが、教育委員長と教育長が統合されることにより、平川市議会委員会条例中、出席説明の要求者が委員長から教育長になることにより、文言を整理する改正であります。
- 議員の皆様におかれましては、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けての条例改正する趣旨である旨を御理解いただきまして、本案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。
- (議会運営委員会委員長降壇)
- 議長 この件に関しては、事前に説明し、改正内容を熟知していると思しますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
- これに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認め、直ちに採決することに決定いたしました。
- 議員提出議案第1号平川市議会委員会条例の一部を改正する条例案について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。
- 日程第7、人事案件に入ります。
- 議案第1号から議案第4号の人事案件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。
- これに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって議案第1号から議案第4号の人事案件は直ちに審議することに決定しました。
- 議案第1号平川市教育委員会委員の任命についてを議題とします。
- 人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
議案第1号平川市教育委員会委員の任命について採決します。
議案第1号について、同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、同意することに決定いたしました。
議案第2号平川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
議案第2号平川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。
議案第2号について、同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、同意することに決定いたしました。
議案第3号平川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。
(「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 議長 議案第3号平川市固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑、討論を省略することに異議がありますので、これより質疑を行います。
御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第3号について……、先ほど異議がありましたので、異議ありという言葉が出ましたので何か。
16番、成田議員何か。異議あるだけですか、はい。
それでは、異議がありますので、この採決は起立により採決します。
議案第3号について、同意することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議長

起立多数です。

よって、議案第3号については、同意することに決定いたしました。
議案第4号平川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第4号平川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

議案第4号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、同意することに決定いたしました。

日程第8、議案付託に入ります。

提出議案目録及び議案の付託先案について、御手元に配布してありますので、御参照を願います。

去る2月26日に開催された議会運営委員会において、来年度予算と関連等があります、議案第7号平川市防災行政無線施設設置条例案、議案第16号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案、議案第17号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案、議案第22号平川市空き家等の適正管理に関する条例案及び議案第29号新市建設計画の変更についての5件の議案については、委員会付託を省略し、最終日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

議案第7号、議案第16号、議案第17号、議案第22号及び議案第29号の5件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号、議案第16号、議案第17号、議案第22号及び議案第29号の5件は、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議することに決定しました。

次に、議案第30号から議案第53号までの24件は、平成27年度の予算案件であります。

お諮りします。

平成27年度の各会計の予算案件であります議案第30号から議案第53号までの24件を、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第53号までの24件は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

13時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1 時00分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長

はい、16番、成田議員。

○16番

今回の議会の日程についてですけれども、本来であれば明日熟考はこれわかりますよね。あさって議事整理のために休会というのは、なかなか……

(成田敏昭議員)

○議長

議会運営委員会において決定になった事項でございますので、先ほど異議なしということで決まっておりますので、却下します。

○16番

却下しますけれども、やっぱり我々議員としては……

(成田敏昭議員)

○議長

却下します。

いいえ先ほど、議会運営委員会の日程どおりで、あなた賛成したんですから。

(「異常だでばな、日程的によ」と呼ぶ者あり)

○議長

異議があるんであったら、先ほど申し立てるべきであります。

休憩します。

午後 1 時 1 分 休憩

午後 1 時 2 分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、議案審議に入ります。

去る2月26日に開催された議会運営委員会において、一部条例改正案、補正予算案及び指定管理関係等の議案であります日程第9の議案35件については、委員会付託を省略し、本日、議員全員をもって審議し、直ちに採決する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

日程第9の議案35件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、日程第9の議案35件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

議案第5号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第5号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平川市保育の実施に関する条例を廃止する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第6号平川市保育の実施に関する条例を廃止する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平川市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第8号についてお尋ねをいたします。

市民生活部の中にある課を健康福祉部ということで、二つに分けるとのことですが、この市民生活部と健康福祉部のその中にある課はいま

までどおりなのか。いままでのものを分けるのかどうか。詳しく課の名前も教えてください。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

いままでの市民生活部は、市民課、それから国保年金課、健康推進課、それから福祉課、子育て支援課、介護保険課ですが、この6課を改めまして、市民生活部が市民課と国保年金課、それから残りの4課が健康福祉部になりまして、健康推進課、それから福祉課、子育て支援課、介護保険課と。こういうふうに分けることになります。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

16番、成田敏昭議員。

○16番
(成田敏昭議員)

分けるのはいいんだけど、これ場所をどこに移すのか。いまの現状のままで課を分けるだけで終わるのか。その辺についてお尋ねします。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

市民生活部のほうはですね、市民課とそれから国保年金課が本庁にありますので、そちらのほうで。それからあと4課については、健康センターにございます。それについては、いままでどおり健康センターの中で事務を執るということになります。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

市民生活部が市民課と国保年金課ということですが、いまこの二つの課は建物でいえばですね、真ん中にエレベーターがあって、こう分かっているわけです。

一番やっぱり、利用するところでもあるわけですが、それはいままでどおり分けたままなのか、また続きにするのかどうか。いまのそのままなのかどうかお知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

実はその国保年金課ではですね、書類の量のカルテとか増大でありまして、本来であれば市民のためには2課が一緒になればいいかとは思いますが、いろいろその空きスペースの関係でですね、いままでどおりということになりました。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第8号平川市事務分掌条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

- よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第9号平川市行政手続条例の一部を改正する条例案を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議案第9号平川市行政手続条例の一部を改正する条例案について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。
- 議案第10号については、4番、桑田公憲議員に利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、桑田公憲議員の退席を求めます。
- （桑田公憲議員退席）
- 議長 議案第10号平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議案第10号平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。
- 4番、桑田公憲議員の除斥を解きます。
- （桑田公憲議員入場）
- 議長 次に、議案第11号平川市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 17番、佐藤 雄議員。
- 17番 はい、17番。

(佐藤 雄議員)

御提案されているこの文書の中にですね、本則中「6人」を「5人」に改めるということでございます。つまり6人を5人にすることだと思いますけれども。

昨今この、少年を巻き込んだ非常に先案じられる事件ばかり多くなっております。教育委員1人減らすということでございますけれども、私はこういう現状を踏まえて、減らすよりも増やして1人でも多くあったほうがいいのではないかと。こう思っております。

この小学校、中学校へのいわゆる虐待というか、成人がこれらに危惧を加えていく。そういう環境をより多くの方々からの目から見守っていく必要が、昨今あるのではないかとこう感じておるから、御意見をどういうふうにお考えになっているかお尋ねいたします。

いま一つですね、この提案されている月日、平成27年3月3日とこうありますが、今朝ほどらい市長が提案されている各それぞれの議案について御説明ありました。平成20、私は7（しち）年と思っておりますけれども、市長はすべて27（にじゅうなな）年とこうお話しております。

学校にいつ習った時は、1、2、3、4、5、6、7（しち）、8、9、10と習っておりますけれども。私、かつて道元禅師の750年遠忌（おんき）という永平寺に行った折に、不用意に私、いま話したように750年（ななひゃくごじゅうねん）と言いましたら、私の隣におりました住職さんが、「しちひゃくごじゅうねん」。ああ、これは「しちひゃくごじゅうねん」と読むんだなとこう思って、今日までずっと来ておりますが。

今年は、平成27年の年でございます、学校の卒業式、あるいは入学式、始業式、各種大会、この数字が次に出てくる数字でございますので、もしもこの数字の読み方をどう読めばいいのか、正しいのか、その辺のところをもしも教育委員会でおわかりになっていたら、その字句の頭の場合、文書の中にある場合、どういうふうにか表現すればいいのか教えてください。御指導よろしく申し上げます。

○議長

教育長。

○教育長

御質問にお答えいたします。

(柴田正人)

第1点目の6人から5人ということでもありますけれども、現在、平川市の教育委員は6人でもありますけれども、新しい法律、4月から施行されますけれども、教育長そのものがですね市長からの直接任命になりますので、その教育委員の6人の中から1名外れてということですから、現状どおりの数になっております。

平川市の教育委員の数は、条例によって他の市町村から比べると1名多い数になっておりますので、議員おっしゃるとおり十分その点では、地域の意見、それから子どもたちに十分目の届くような教育委員会の体制になっていると私は認識しております。

あと1点の27年ということでもありますけれども、一般的に「しち」、「なな」、どちらでも読みますけれども、1と7が混乱するというので、そ

ういうふうな場合は「なな」という言い方にすることが多いと。というふうにして学んできました。以上でございます。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第11号平川市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第12号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第13号平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号平川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

18番、齋藤英仁議員。

○18番

(齋藤英仁議員)

職員の給与ということにちょっと関連しまして、ちょっとお尋ねしたいこう思います。

例えば、人事異動です、この職場を変わって、その時の仮に例を例えれば文化センターと。この立場の職にあった場合、この立場になった方がどれぐらいその管理、職場の管理、これらの等の勉強とするか。そこいら辺のところは、どっかの課から、どっかの部署からそっちに移った、その後のその職場の勉強のあり方。

これ部長級でもどこでも同じだと思うんですけども、そういうところの職場を意識した勉強と、対外的にどっかへ年に1回か2回、どっかへ研修に出歩くとか、そういう研修とかいうことは当平川市ではどれぐらい行われているのかなど。

まったくそういう立場にあるものが、外部に出ないでそのままいるのか。その辺研修どれくらい行われているか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいこう思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

やはり人事異動に関しても、大体若い人であれば3年から4年で変わって、いろんなことについて学んでいただくという趣旨がまず第1点にあります。

それから研修制度についても、県で委託しているんですけども、その研修で、自治研修所に例えば専門分野の研修、それから例えば係長昇格したときの研修。そういうふうにして研修には、いろいろ変わった時点ですぐ出るような研修を定期的に行っておりますので、それが一番勉強になると思うんですが、ほかにも内部でその部分で専門的な部門の方が、職員が講師になって研修もしております。以上です。

○議長

18番、齋藤英仁議員。

○18番

(齋藤英仁議員)

端的に、文化センター管理上、この職に就いている方の近年の研修地とか、研修された経緯があるかどうか。それをちょっとお尋ねしたいこう思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

普通のその自治研修所には定期的に変った時に行くんですが、私の覚えている範囲では社会教育主事ですか、それについては弘前大学に行って研修してその専門の知識を身に付けたと。そして資格を持ったということは、私はいまのところそれは覚えています。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

いま確か14号でしたよね。

私、給与の関係でちょっと関連しますがけれども、6級の中で総括課長という方がおられると思うんですけども、何名で、どの課長なのか教えてください。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

企画財政課長とそれから総務課長。2名になっております。

○議長
○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

ということは、部長に順ずる待遇ぐらいなんですか。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

一応その業務上ですね、重要な役割を担っているということで、いままでもそういう……

(「部長級待遇ですか」と呼ぶ者あり)

○総務部長
(古川鉄美)

部長級待遇というよりも、部長級は7級を使っていますので、その前の6級ということで部長級待遇ではございません。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第14号平川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号平川市公営共同墓地条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

それでは、公営共同墓地条例の一部を改正する条例案についてお尋ねをいたします。

今回、新設ということで新館公営墓地、第3種16万円とありますけれども、この16万円はどのようなことで決めた額なのか。また、1種、2種、3種ということについても御説明をお願いいたします。それから1種、2種、3種、そういう記載が種別のところがないところもあるんですが、そのことも合わせてお尋ねをします。

○議長

○市民生活部長
(佐藤俊英)

市民生活部長。

まず最初に16万円の根拠ですけれども、今回は74区画整備いたしまして、その工事費、これを74区画で割りまして、若干端数の切り上げありますけれども16万というところにしたものでございます。

それから1種、2種、3種というのはですね、ここ場所おわかりでしょうか。下のほうが1種でですね、上のほうが2種です。今回、その間の空いている所に74区画整理しましたので、そこの部分が3種ということでございます。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

○18番

(齋藤英仁議員)

18番、齋藤英仁議員。

これも関連するんですけれども、あすこの墓地なんですけれども、建ってから大分年数が経ていると思われましてけれども、非常に広大な墓地だと、いい場所に建っているなど最初から思っていましたけれども。

ただ、一つ、当初建てた時期からの一つ、トイレ。あれ最初からのトイレ、汲み取り式のものがそのままになっているんじゃないのかと思うんですけれども。あすこの墓地に汲み取り式のトイレそのものが、ちょっと近年にとっては、なじみがちょっとこうマッチしないなど。環境にマッチしないと。いう思いで私はずっとこう見ているんですけれども。

なぜかと言いますと、その下の池がありますよね、下に。あすこの場所には、近代的なトイレが設置されてあるんですよね。あれとこう両方考えてみてみれば、なんかこうなじみがちょっと。どっちみち近代的にするんだったら、あすこも近代的なトイレに。来てよかったというぐらいのトイレに私は改めるべきだと。

環境的、美化からなにかから、そういう点では、そう感じとっているんですけれども、これらについてどなたか。近代的な物に変えようかという発想を持っていただきたいと、私、そう思うんですけれども。市民部長どうですか。担当の方。

○議長

暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長

(古川鉄美)

総務部長。

いまちょっと特定されませんで、すみませんでした。

あそこのトイレは水洗でないという状況でして、市民にも大分御迷惑がかかっていると思いますので、来年以降にみんなで検討してですね、水洗にするようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第15号平川市公営共同墓地条例の一部を改正する条例案について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。
議案第18号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第18号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。
議案第19号平川市道路法施行条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第19号平川市道路法施行条例の一部を改正する条例案について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号平川市公民館条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

9番、工藤竹雄議員。

○9番
(工藤竹雄議員)

尾上公民館についてお尋ねします。

私、前回の一般質問で取り上げていただきました。これ廃止にして、その後どういうふうになるんですか。前回の質問の時もあんまり、先まだ検討中のようなことも出てましたんで。廃止に案をもう出された以上は、決定されているものかと思いますのでお答えください。

○議長
○教育委員会事務
局長(芳賀秀寿)

教育委員会事務局長。

尾上公民館については、今年度解体で計画しておりますが、その後の跡地についてはまだ確定したものではありません。

○議長
○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

私から市長に要望したいんですけども。要望というよりも、強く求めたいんですけども。

あの公民館、3町会をもって再度あそこにつくって欲しい。これ確か
い日本で、1町会でこういう建物建てるには非常に厳しい問題もあると。
何町会か合わせてそれをやってもらいたい。いわゆる補助事業の関係も
出ているはずであります。

私はあそこに、高台ですからね。何あっても、水害問題あってもいい
場所ではないのかなあ。高木、尾上、南田、こういう町会、一つにして
私は機能させて欲しい。確か補助事業あるはずですよ。お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

いま工藤議員から言われました、尾上公民館の跡地に関してでありま
すが、さまざまな御意見があるのは承知しております。

3町会が一緒になって一つに建てたほうがいいのか、それともまた別
な考え方といたしますかね、いまいわゆる商工会に利用していただくよう
な話も出ております。

ですから、その辺のところを踏まえながら、どういうふうな方向でい
ったのが一番地域のためになるのか。その辺のところをもうちょっと地
元のみなさんと協議した上で、新しいものにしていくと言いますか、そ
の別なものを、いわゆる災害の拠点、あるいは集会の拠点としての公民
館というのは必要だと思っておりますので。

そっちの方向に行くことは間違いはないんですが、取り壊した跡に新し
く建てるのか、それともまた別な活用の仕方があるのかというところは、
もう少し検討してみたいと思っております。

○議長
○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

市長考えているのは、商工会の建物かとそう認識しておりますけれど
も。あれなくなるまでには、もう5、6年は確かかかる予定です。とい
うことは、来年度解体するんですよ。そうすると高木の公民館、古い
ほうもあれ解体しなくちゃならないんですよ。駐車場の用地買収もしな

くちやならない。

そういう問題を考えた場合に、5年も6年も待てないんですよ。いま言ったみたいに、確か総務省だと思ったんだけど、そういう施設をまどめで、先に言いました3町会でやる。そういった立派な補助事業があることを私は活用して欲しい。ただ、周りの商工会の建物だけでなく、

ということは何か3町会でやった場合に、行事がかち合ってしまうんですよ。それよりも、いずれは婦人の家も解体しなくちゃならない。負担するだけの町会ではございません。そこのところを私、求めているんです。それをはっきり。市長、そこはやっぱりさ、地方創生でも使ってやるのが大事じゃないかと思えますよ。

○議長

市長。

○市長

補助事業があるかどうかというところまでは、ちょっと私は認識はしていないんですが、ただ、いま市のほうで各町会に公民館の設置に関して新たな基準を出しております。

(長尾忠行)

その基準の中では、1町会で公民館、いわゆる耐震基準に満たない建物であります。公民館を建てる場合は300平米という制限はありますが、1戸あたり1万5,000円の負担。2町会が一緒になると軽減していく。3町会が確か1万円の1戸あたりの負担で、あとの分は市のほうで負担するというようなことを住民のみなさんに、あるいは町会長を通して説明しております。

ですから、工藤議員が言われましたように、商工会のことで5年、6年かかるというようなことでありますれば、そんなには待てないというふうなことは認識しておりますので、その辺のところはもう少し協議を詰めて、できるだけ早い機会に住民のみなさんの御要望に答えることができるように、検討してまいりたいというふうに思っています。

高木の公民館も耐震基準は満たしておりません。地域のみなさんが、用地を求めて、駐車場の用地を求めるといような話も聞いておりますが、ただ、それもかなり非常に高い価格でなければ求められないということで、そういうふうなことであれば、あそこに一つにまとまることも一つの方法ではないかなというふうには認識をいたしております。以上です。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

葛川地区公民館の廃止についてお尋ねいたします。

(齋藤政子議員)

確か私が覚えているところでは、大分たってるあの建物かなぐらいの認識しかございませんが、どれぐらいだったのか。また、廃止については地域の人と十分話し合いをされたのか、そのほかいろいろ要望が出てくるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務

葛川地区公民館ですが、いわゆる建物としては克雪センターを使って、

- 局長（芳賀秀寿）　そこで地区公民館を位置付けした時に、教育委員会で位置付けした時に地区公民館としてその建物を利用して、公民館事業を継続してきた経緯はあります。その時は、支所の職員が公民館主事を兼ねて公民館事業としてやってきましたので、葛川地区公民館として位置付けしておりました。
- 近年、ずっと、その葛川地区公民館の事業がずっとやられてこなかったものですから、いわゆるいまの合併に伴い公民館事業、あるいは社会教育活動を見直して、いわゆる葛川地区公民館を今回廃止するという事に至ったものでございます。
- 地区公民館の廃止につきましては、具体的に地域住民と云々と具体的にありませんが、地区内の町会長等々とお話をしながら、そういう方向でっていうことは話をしております。以上でございます。
- 議長　ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長　質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長　討論を終わります。
- 議案第20号平川市公民館条例の一部を改正する条例案について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長　異議なしと認めます。
- よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。
- 議案第21号平川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長　質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長　討論を終わります。
- 議案第21号平川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案について採決します。
- 本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長　異議なしと認めます。
- よって議案第21号は、原案のとおり可決されました。
- 議案第23号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題と

します。

○議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第23号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号猿賀公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第24号猿賀公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号東公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第25号東公民館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第26号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第27号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第27号平川市過疎地域自立促進計画の変更について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。
議案第28号久吉辺地総合整備計画の変更及び策定についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
声が出ないですね。なるべく声を出すようお願いいたします。
11番、齋藤政子議員。
議長がよぐ聞くようにということでしたので、ぜひ聞きたいと思いません。
- 11番
（齋藤政子議員） 議案がよぐ聞くようにということだったので、ぜひ聞きたいと思いません。
辺地度点数についてどのようなことになっているのか、少し勉強したいと思しますので、よろしくようお願いいたします。

○議長
○企画財政部長
(鳴海和正)

企画財政部長。

辺地度点数の中身について御質問でございます。

点数の決め方につきましては、駅、あるいはバス停留所からの距離ですとか、あと小学校からの距離、中学校までの距離、高校、それから医療機関、郵便局、役場、それからまた近傍の市役所までの距離等に応じてですね、点数が決められます。

あるいはまた、鉄道または定期バスの1日の往復回数とかですね、あとそれから電気の供給が制限されている場合の状況、そしてまた、飲料水を主として雨水、あるいは川の水から求めている場合ですとか、あるいはまた、地域に電話があるかないかとか。

そういうふうなさまざまな項目によって点数がつけられておりまして、今回、久吉地区につきましては、久吉集落のほとんどですけれども、一部は辺地から外れるわけですけれども、ほとんどが辺地ということの点数を満たしてございます。

○議長
○11番
(齋藤政子議員)

11番、齋藤政子議員。

ちなみに、東部地区のほうは大体その集落が何箇所かありますけれども、1箇所か2箇所を例にとってお知らせください。

○議長
○企画財政部長
(鳴海和正)

企画財政部長。

東部地域につきましては、小国集落から東の方面ですね、すべて辺地に指定されてございます。

○議長
○16番
(成田敏昭議員)

16番、成田敏昭議員。

今回、施設名が書いてありますけれども、これ久吉のどの辺なのか明確に教えてください。

○議長
○建設部長
(櫻庭正紀)

建設部長。

いまの場合は、久吉地区の二ノ渡橋の船岡地区の所から久吉に行く途中の短い橋でございます。

(「津刈川さががってる」と呼ぶ者あり)

○建設部長
(櫻庭正紀)

そうです。船岡から久吉、船岡の集会所から出た所の橋です。

それから、久吉の碓ヶ関山道路改良事業のほうの所が、公民館の降りてくる所の道路が狭い所がありますので、道路が非常に公民館に行く途中狭くなっていますので、橋の所がですね。大山祇神社から流れていく川が側溝というか、あるので、そこをいま拡幅するという工事が入りますので、それを辺地対象としております。

それから、元の土ダムがあるんですけども、その横の所に沢伝いに河川が入ってきていますので、その御蓮華橋という橋です。

それから、ほぼ久吉ダムとの中間点にある深沢橋は御存知かと思えますけれども、その橋の補修、補強という形になりますので、辺地計画ののっつて財源を充当していくということでございます。

○議長
○16番

16番、成田敏昭議員。

ちょっと1箇所だけ。久吉の公民館の前の道路、狭くなっていくけれ

- (成田敏昭議員) ども、その分が入っているのか入っていないのか。あすこ小さい川って言っても、堰みたいなの川ありますけれども、それも改修の中に入っているのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。
- 議長 建設部長。
- 建設部長 (櫻庭正紀) 確かに川と言ってはちょっと失礼な大きさなんですけれども、ただ、深さが相当ありまして工事費がかかりますので、エクスカルバートというボックスを入れて拡幅するという工事でございます。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
- 16番 16番、成田敏昭議員。
- (成田敏昭議員) いまこれ上がってくると、事業に着手するのはいつごろになるのか。もし、計画がわかっていたらお知らせ願いたいと思います。
- 議長 建設部長。
- 建設部長 (櫻庭正紀) この計画のとおり1年間で完成したいと思いますので、来年度実施完了を目指しております。設計はすでに進んでおります。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 議案第28号久吉辺地総合整備計画の変更及び策定について採決します。本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって議案第28号は、原案のとおり可決されました。
- 14時5分まで休憩いたします。
- 午後 1 時 49 分 休憩**
午後 2 時 5 分 開議
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 議案第54号平成26年度平川市一般会計補正予算案(第7号)を議題とします。
- これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 6番 (大川 登議員) 6番、大川 登議員。
- 42ページ。農業振興費のいちご団地整備事業補助金と6次産業化施設整備事業補助金。なんか申し込みが何もなかったという話なんです、話に聞くと、書類だけがやたらあって、非常に使いづらいということらしいんですが、これもっと簡素化して使っていただくようにはできないものでしょうか。

- 議長
- 経済部長
(奈良 進)
- 議長
- 11番
(齋藤政子議員)
- 議長
- 経済部長
(奈良 進)
- 議長
- 11番
(齋藤政子議員)
- 議長
- 経済部長
(奈良 進)
- 議長
- 16番
(成田敏昭議員)
- 議長
- 経済部長
- 経済部長。
まず、いちご団地の整備事業につきましては、広大な面積をハウス等で団地化する事業でありますので、これにつきましては実施者がいなかったという話です。
それから6次産業化推進運転資金借入利子助成補助金ですね。ですよね。6次産業化施設整備事業補助金ですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- これは国の6次化法に基づく、国から半分の補助金をもらって、市でそれに1,000万円を限度にかさ上げする事業であります。議員おっしゃっているのは、国の補助事業を導入するために所定の手続きが額が大きく、数千万円の補助を受けるものですから、計画申請書類が多いということ聞いております。
これについては国の事務ですので、私たちが簡素化できるものではないので、国の制度の手続きに基づいてやっていただくしかない。ということでございます。
- ほかに御質疑ありませんか。
11番、齋藤政子議員。
同じページの、下のほうの農作物ブランド化のところの減額の内容をお知らせください。
- 経済部長。
農作物ブランド化支援事業につきましては、平川市内の個人または法人ですね、特別、ブランド化に値するような、地域内でも評価の高い農産物についていろいろ申請していただいて、審査の結果採択されるものについては、東京での、首都圏でのコンサルタントと一緒に営業活動するとかですね、そういうものための補助事業であったものですが、今年度、申請者がなかったということで、この百十数万円を落とさざるを得なかったという内容です。
- 11番、齋藤政子議員。
全く使わなかったということで、の意味でしたでしょうか。すみません、お願いします。
- 経済部長。
全く今年度につきましては、使わなかったということです。
- 16番、成田敏昭議員。
45ページの7款商工費について、1目、19節のどごにプレミアム商品券の補助金ありますけども、この前、説明会のとき聞いたときは、1軒10万円につき発行するんだということでありましたけども、そのことについては変わらないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。
- 経済部長。
これにつきましては、そうです、10万円を限度として各世帯ですね、

(奈良 進)
○議長
○16番
(成田敏昭議員)

世帯あたり10万円を限度として実行することで話が組み立っております。
16番、成田敏昭議員。

確かに10万円というのになれば、2割プラスになるという説明でありましたので、大変いいことではありますけども。市の中でお金がある方もない方もいろいろ市民がいるわけですけども、一世帯10万円ちゅうのは大変大きく感じる方もいるわけです。

やっぱりそういう方が商品券を買えない場合、大分こう予算が余ると思います。そういう時になった時、どういう対応をしていくのか。幅広くやっぱり市民に、これを有効活用していくためにはどういうプランでこれを実行するのか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

これ限度額が一世帯あたり10万円ってことで、少ない額でも買えるようにはなっております。1万円単位ですけれども。

それで、もし売れ残った場合ですね、実は2回やる予定であります。仮に1回目の募集に2億4,000万、2億円の販売だとして4,000万がプレミアムで付くんですけど、仮に1億円しか出なかったと。もう一回商品券購入券というハガキを各世帯にお送りして、再度やりますよと。ということで、できるだけ完売を目指す。というふうな思いであります。

○議長
○16番
(成田敏昭議員)

16番、成田敏昭議員。

先ほどもお話ししたとおり、金のある方は再度募集しても満額10万円の恩恵を受けながら、2割ですんで2万円プラスになるわけです。これは大変いいことだと思うんですけども、その恩恵を受けられない方もあると思うんですよ。その辺をどうやってクリアさせていくのかも重大な問題だと思うんですよ。

やっぱり皆さん恩恵受けたいけども受けられない。そういう方のためには、何らかの施策を考えていかないと、やっぱり不公平が積もってくると思うんですよ。

前にも一回、一万円の商品券プラス1割の券を出した経過があります。その時に買えない人があって、特定の人が多く買ったとが、いろいろなことがあったように聞いてます。

今回は、そういうことのないようにするためにはどうするのか、その辺、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

はい、市長。

不公平感があったらどうするのかというようなことのようにありますが、10万円が限度でありますので、1万円からでも買えるわけですから、そういう意味では、そんなに不公平感というのはないのかなというふうには思います。

ただ、低所得者に対する福祉商品券、それらのほうも今回のいわゆる地域の活性化のための地方創生のこのお金、予算の中で使うことになっておりますので、そういう低所得者に対しては、こちらのほうを御活用

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

いただけるというふうに思います。

13番、齋藤律子議員。

同じくページ45ページ。プレミアム付き商品券でお尋ねします。

2月16日の議案の説明会の時に、このプレミアム付き商品券発行事業は、平川市内の商店等で使用できるという御説明をいただきました。

その商店等というところがどうなのかちょっとわかりませんが、一応、農家の方たちの御意見です。直売所がたくさんあるわけです。アグリアスをはじめ、碓ヶ関にもありますし、尾上地区もあります。そういうところでも使えたら農家の方の農産物も買ってもらえるんじゃないかなという、それは私も同感ですけども、こういう御意見もありましたが、この商店等という、この等はこういうところになるのかですね。よろしくをお願いします。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

商店等の等、広く言えばガソリンスタンドも商店なのかもしれませんが、このガソリンスタンド等、一般的な商品固有のものを売ってるでなくても、登録申請さえしていただいて、指定店になれば使えますということで、ガソリンスタンド等も入ってるというふうなことの商店等の等の意味です。

いま御指摘の直売所ではありますが、これについては、いまこれから商工会と協議してですね、それも含めるように市からもお願いできますので、場合によっては入るといふことになると思います。

ただし、商工会で考えていらっしゃるプレミアム商品券につきましては、1枚1,000円にするか500円にするか。500円に、もしなつたとして、500円未満のものについてはつり銭が出ないはずですので、これを上回る額であれば含めることはできると思います。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

直売所には農産物のほか加工したものもたくさん売られているわけです。いまそのガソリンスタンドということでも御答弁いただきましたけれども、ぜひその平川市全体に恩恵がいくように、農家の人も恩恵が、売る側も得られるようにですね、そういう拡大をして欲しいと思いますので、市長の御見解をお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

地域の消費経済活性化のための今回の事業でありますので、これはすべからく市民全体に恩恵が行き渡るように、できるように考えてまいりたいと思います。

○議長
○6番
(大川 登議員)

6番、大川 登議員。

先ほど、ぐだぐだ話してることをちょっと聞きます。

これ水道部長に聞いたほうがいいのか。43ページの農地費から出ている下水道事業会計補助金4,400万。この下の投資出資金になんだべかこれ、が減額されて4,400万。48ページの土木費から出ている下水道補助金

の1,500万と、これ出資金だべか、1億1,000万。このからくりを教えてください。

○議長

水道部長。

○水道部長
(今 英明)

下水道、水道もそうなんですけれども、事業会計の予算の方法に収益的収支、それから資本的収支というふうに二本立てになっております。

通常、補助金で一般会計のほうからいただいているのは収益的収支という関係で、そちらのほうに一年その年にまず使うもの、人件費、それから材料物件、それから支払利息と、その一年で使えるものに対して補助金として支払いいただいております。

それから出資というのは資本的収支、要するに建設改良とか、その年にいただいたものがずうっと資産として、長年使われるものとかいうものに対していただいているのが出資金として、一般会計のほうからいただいております。

今回、出資金を減額して一般会計のほうに組み替えるということは、要は資本そのもののほうの不足でなくて、運営費ですね。一年間のその収益的の運営に関する分が不足が生じるということで、このほかにも出資のほうが減額して、一般会計のほうが増になっているというような補正内容になっております。以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長

7番、小野敬子議員。

○7番

はい、7番です。

(小野敬子議員)

51ページの10款、教育費、それから52ページもなんですけど、設計等委託料とあるんですけど、これがかなりの額で減額になっています。この理由と内容をお知らせください。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)

設計等委託料の、実は51ページ小学校費、52ページの中学校費も同じ内容なんですけども、実は体育館非構造部材のつり天井の耐震化工事ありがとうございました。あ、非構造部材の設計を今年行うというところで実は考えておりましたが、そのうち、つり天井のある部分については、例えば小学校については、柏木小学校1校、中学校については尾上中学校と平賀西中の2校については、実は設計委託を業者に頼みました。

それ以外のつり天井のないところについては、小学校も中学校も私も職員の自前で行ったということで、この分が小学校費、中学校費の設計等委託料で減額しております。以上でございます。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

○16番

16番、成田敏昭議員。

(成田敏昭議員)

33ページの2款、総務費の中に、6目、19節負担補助金についてお尋ねします。

この中でバスの運行補助金が減額されていますよね。これは乗らないから減額すんだと思うけども、その下にお出かけ、それから買い物支援

バス補助金ってありますけども、これどういうことで盛られたのか。

この前の話でちょっと聞いた記憶があるんですけども、今回やる事業計画の中で無料のバスを発行するというお話されていたけれども、それなのか。

ただ、そうだとすれば、このバスは碓ヶ関地域、また尾上地区にもこれを出してもらえるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(鳴海和正)

そのバスを碓ヶ関地域、あるいは尾上地域に出していただけるのかという御質問でございます。

循環バスの無料化ということで申し上げたんですけども、循環バスというのは4路線、平賀地区だけに走っているバスでございます。これについては商品券の有効期間中、ほぼ半年ぐらいになりますけれども、これは無料ですべて乗れるということになります。

ただ、その成田議員のおっしゃられました碓ヶ関地域、尾上地域については、その恩恵がないということでございますので。これ低所得者の方に限りますけれども、そのいわゆるお出かけ・買い物支援ということでタクシーでもいいと。それから弘南バスでもいい。あるいはまたガソリンにも使えるというふうなクーポン、金券ですけども、これを1万円分交付したいということでございます。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番
(成田敏昭議員)

低所得者に出すというのになれば、ある程度の恩恵に差があるのではないかと思いますけれども、その辺をやっぱり同じ市民としては大変こう不満を感じるわけですけども。碓ヶ関から平賀までタクシーで来ると4,000円から5,000円かかります。1万円出しても往復やればなくなるような感じ受けますけれども、その辺それでいいんですか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(鳴海和正)

そういう御意見もございます。確かに地理的に離れている地域でございますし、そういうふうな不利な点はあろうかと思えます。

しかしながら、一応、何もしなければいいのかということもございませぬので、これについては、例えば相乗りでタクシーを御利用されるという手もございませぬし、4人乗ってですね、例えば一人2,000円かかりますけれども、それでいきますと5回は来れますよね。そういうふうな感じであって、少しでもその不便を解消していただきたい。

碓ヶ関地域ももちろん商店ございますので、その中でも使うこともできますけれども、ある程度大きい大規模なお店というのはございませぬので、ぜひともその券を利用されて、平賀地域、あるいは尾上地域のほうに足を運んでいただきたいというふうな思いでございます。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番
(成田敏昭議員)

確かに部長の配慮はわかります。私もそれには大いに賛成ですけども、やっぱりある程度こう、知恵を有効に活用するとなれば、どっかでいま

しゃべった、例えば今日何時から平賀に買い物、車が来ているとか、そういうPRをしていくことによって、経費がかなり削減ができるのではないかなという気がするわけです。

例えば碓ヶ関の支所に何時に集まって、平賀さ買い物バスが出るとか、タクシーが出るとか、そういういろいろな細かい知恵を使って、やっぱり市民に啓蒙することによって、よりよい買い物もできるし、経費も削減もできると思うんですよ。

やっぱりそういう分で考えていくと、大いに有効活用になると思いますし。ただ、市長にお願いしたいのは、今現在、平賀だけがバス出てます。碓ヶ関の人にも要望が出てます。一日に一回でもいいから、平賀と碓ヶ関と往復するバスがあればいいんだいなという声も、私もたびたび聞きます。

いますぐとは言いません。これから十分それらのことについても検討されて、これもいい機会ですので、検討されて、なんとか碓ヶ関からバスが発着できるように検討できないのか、その辺についてお願いしたいと思います。市長。

市長。

成田議員がいま言われたことに関しましては、さまざまな方にそういう御意見があるというのはお伺いしております。

ただ、例えば市内の循環バスにしてもかなりの赤字経営でございます。これからますます進むであろう高齢社会の中にあつて、離れた碓ヶ関地区の人たちの配慮というのは、これは欠かせないものではないかなというふうには思いますけれど、現在、現実的にじゃあどれぐらい需要があるのか。経済圏から行くと、どうしても弘前のほうにこう寄ってしまっているような話もお聞きします。

そうなった場合、平川市へバスで行きたい場合、じゃあ平川市でまた降りて買い物して、そのあとまた帰られるのかどうか。その辺のところ等、やっぱりもう少しこの地域の方たちのお話をお伺いしながら、今後のその高齢社会の中における足の確保ということも考えていかなきゃならないので。

その辺のところこう、もう少し地域の人たちとの意見交換をしながら、現実的にそれをバス、あるいは乗り合いタクシー等を利用した場合、どういうふうな状況になって、利用がどれぐらい需要が出てくるのかっていうのをもう少し議論した上でないと、なかなか即踏み切ることには出来かねると思いますので、その辺のところは検討させていただきたいと思います。

13番、齋藤律子議員。

同じくページ33ページ。お出かけ・買い物支援事業クーポン券についてお尋ねをします。

議案の説明の時に、低所得世帯、高齢者、ひとり親、障害者、18歳未

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

満が3人以上の多子世帯に対して市内タクシー、弘南鉄道、ガソリン購入共通クーポン券の交付とこうあります。1万円。

どのような取り決めになるのか。いま市長のお話ですと、今後のような、今後またいろいろこう変わってくるのかと思うので、ちょっと意見を述べたいと思います。

まず循環バスは市内だけを走ります。それはそれで使うのはわかるんですが、タクシーですと市内だけに限定ということなのでしょうね。違うんですか。弘前にも黒石にも行けるのか。

それから、ガソリンですとこれまた難しくなります。ガソリンで、例えば高齢者……車を持っている方にですね、それで入れてもらって連れて行ってもらうとか、市外もかなり行けるわけで、平川市内だけを走りなさいということにもならないかと思えます。

そういうことからして、これどういう取り決めをするのか。やっぱり矛盾がいかないようにしてやるには、非常に難しいものがあると思うんですが。

例えばですね、先ほど成田議員もおっしゃったように、タクシーであってでも、2人、3人、4人と乗ればですね、1万円のそれ使って、行きは私が使う、帰りはとか。1人でも2人でも乗るのは一緒。3人でも一緒なわけです。そういうこともあれば、有効にまたいろいろ活用できる手もあるんですが、これ非常に難しい。遠い所だとひょっとしたら往復で1万円なくなってしまうかもしれないし、循環バスだと何回も乗れるかもしれませんね。

そういうことからしてどういう取り決めをするのか。まず基本的なもの、考えているものがいまこう頭に巡ってくるのがいろいろ雑多ですので、どういう取り決めをしようとしているのか。まずは企画のほうですか。お尋ねをします。

○議長

○企画財政部長
(鳴海和正)

企画財政部長。

いま齋藤議員がおっしゃったほぼそれにあたるわけですけども、市外については対象としてみておりません。あくまでもこれ買い物支援ってということで考えてございますので。市内の店舗等、あるいはお店等に買い物にいらした時に御利用いただきたいということの意味でございます。その乗り合いにつきましては、何人で募集されてもそれは有効にお使いいただきたいというふうなことでございます。

ガソリンにつきましては、詳細につきましてはまだほぼ固まってはないう状況でございますので。その辺につきましては問題点等把握しながら、発行までにはそこ詰めてまいりたいと思います。

○議長

○18番
(齋藤英仁議員)

○議長

18番、齋藤英仁議員。

はい、18番。

同じく33ページの2款総務費、これのうちの1目……もうちょっと高くお願いします。

○18番
(齋藤英仁議員)

すいません。この13節の部分ですけど、委託料なんですけれども、市民歌制定事業委託料、これ150万ですけれども。この150万の委託料なんですけれども、市民歌制定についての委託料といえば、どういうところで150万の委託をしてるのか。150万円の内訳、委託先はどごなのか、ちょっと知りたいなと思いましたので。

○議長
○総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

市民歌制定事業委託については、150万円減額と。当初は今年度で作曲についてもですね、歌詞を募集して、作曲についてもつくる予定でいたんですが、いろいろ詩を選定する時間もかかりまして、これについては150万を今回削ってですね、来年度で事業を行う。作曲事業ですね。

その中身については、一応その市民歌選定委員会があるわけですけども、一応いまの段階では、それぞれの作曲家ですね、市内の方もまたいるようですし、また委託する方向もあると思います。

総合的にこちらのほうと選定委員会とで協議して、これから決めていくということになってますのでよろしく願いいたします。

○議長
○9番
(工藤竹雄議員)

9番、工藤竹雄議員。

45ページと、これちょっと46に入ります。いわゆるイベントのねぶた。これ恐らくいろんな事業に入ると思うんだけど、例えば県内の10市の祭典ございます。そういうのにも使ってくるのかなあとと思いますけれども、弘前にも実際扇ねぶたがございます。それよりも勝るわけにはいかないだろうとそう思って聞くんですけれども。

製作業務の百何十万。逆に言うと、こっちのほうがいくらだっけ。運行のほうが298、いくらでしたか。これってどういうようなことを考えているのかまずお尋ねします。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

いま想定しているのはですね、11トントラック、長距離トラックの11トンのウイング車のコンテナがついてる大きいトラックありますよね。あれに積めるように分解できる、高さ4メートルほどのねぶたをつくって首都圏で、平川市といってもあまり御存知のない方がいらっしゃるわけですから、平川市の知名度、それから平川市の観光の知名度を上げるために、場合によっては津軽平川会、また場合によっては青森県の県人会等でやる祭典の時に参加して市のPRをするという事業で、議員御指摘のとおり、46ページの一番最初に、この199万8,000円のこの折り畳み式のねぶたの作製費であります。

それから、その前のページの291万6,000円のこの報償費につきましてはですね、この中で運行するスタッフを女性の囃子隊をつくってですね、そこでの旅費とかそれらを完備して、運行スタッフの分の報償というふうなことで位置付けで、予算を措置しております。

○議長
○9番

9番、工藤竹雄議員。

すると、わかりやすく4メーターということは、小型ねぶたとそうい

(工藤竹雄議員)

うような解釈でよろしいかと思うんですけども、もし間違っていたらもう一回教えてください。

それともう一点お尋ねします。

46ページのこれ、駅前のイルミネーションをちょっとお尋ねしたいんですけども、これの一つの目的と期間、それで当然観光客とそういうことも考えてるだろうから、その見込み、入れ込み数等についてお尋ねします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

駅前のイルミネーションのプロムナード、LEDの光で飾り付けた通りというのがイメージ的にわかるのかなという感じしますが、まだ農協会館のほうには正式には申し出ておりませんが、農協会館の建物の壁面ですね、それから商工会の建物、それから平川市の葛西精肉店の斜め向かいにあるふれあい広場、それから市役所、主な公共施設等に該当するところ、それから駅から平川市役所までの通りの街路灯にLEDのイルミネーションつけて、冬期間の土・日、祝日の夜に飾り付け事業、点灯事業を行うと。ということを考えております。

行く年くる年、今年ねぶたやるわけですから、その時も当然考えておりました、ここにおける推定する観光客の人数等については、まだ算定してございません。以上です。

○議長

9番、工藤竹雄議員。

○9番
(工藤竹雄議員)

冬のねぶたの関係でおおみそか出ましたけれども、これは当然新しい予算に入るんだけど、雪、今年みたいって言えば、去年みたいにあれだけ雪降ると当然中止だろうと。私は安全性を考えればですね、そう思うわけでありまして。

そして今回の補正、経済効果はどれくらいみてますか。まだ、見込み数も出ていない、何も出ていない中で、1,551万8,000円ですか。結構、いい金額ですよ。我が市役所にも飾ると。どういうふうに、前面だけ飾るのか、どれだけの飾りなのかよくテレビでも出ている部分ありますけれども、そういう点まではいかないとは当然思います。本当に効果あるのか、市長、どうですか。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

経済効果がどれくらいあるのかっていうところまでは、算定はしておりません。ただ、平川市のいわゆるイメージアップと言いますか、そういうことを踏まえながら、まだイルミネーションのデザイン等が決まっておりますので、できるだけ平川市らしさをあらわしたイルミネーションで、そして多くの方々に見ていただけるような、そしてまた、おおみそか等に合わせて観光客が来ていただけるような、平川市に行くにああいうのがあるということで発信をしたいなあというふうなことでの事業であります。

ただ、初期投資はこれは1,500万ほどかかりますが、それが1年ごとに

変わるわけではなくして、そのあとは……、なんていうんですかね、イルミネーションそのものは残るわけですから、毎年使えるっていうようなことでありますので、これは当初の投資にこれぐらいかかるというようにことで予算計上させていただいております。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

(齋藤政子議員)

同じページ数の46ページの一番下。観光施設もてなし云々とありますけれども、この観光施設とはどこどこが該当になるのか、お知らせください。

○議長

経済部長。

○経済部長

宿泊施設や、観光客が訪れる施設であります。

(奈良 進)

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

(齋藤政子議員)

観光客が訪れる施設となれば、我が直売所も相当該当すると思えますけれども、それについてお答えください。

○議長

経済部長。

○経済部長

我が施設というのはどこの意味かよくわかりませんが、中身を精査して該当するかしらないか、これは判断するしかないと思います。

(奈良 進)

あなたのお家であれば、無理だと思います。

○議長

11番、齋藤政子議員。

○11番

大変失礼いたしました。

(齋藤政子議員)

私が経営する施設ではありませんでしたので、申しわけございませんでした。

直売所、産直センターひらかです。おかげさまをもちまして相当観光客も来ておりますので、ぜひぜひこの観光施設の中に入れて欲しいと極力をお願いいたします。御返事をお願いいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長

私の一存では決められないので、いまの御意見及び御要望をどれくらい勘案できるか知りませんが、関係者で協議したいと思えます。

(奈良 進)

○議長

10番、對馬 實議員。

○10番

(對馬 實議員)

先ほど、工藤議員のねぶたの製作のことなんですけれども、これは各市が特色あるということでやっていたと思えます。目的は、それでねぶたは津軽の祭りなんでいいんですけれども、その先覚者みたいのが弘前市ですよ。扇ねぶたでもですね。そこいら辺の部分を弘前市と話してやっているものかどうか、一つお聞きします。

○議長

経済部長。

○経済部長

この事業につきましては、この地方創生交付金の事業につきましては、それぞれの自治体の創意工夫でいろんな計画をつくって実施すると。ということになっております。

(奈良 進)

弘前市と相談して、これをやるやらないというふうなことの決め方はしてございません。

○議長
○10番
(對馬 實議員)

10番、對馬 實議員。

それはそうでしょうけれども、10市の祭典とかあれば当然そのねぶたも行くと思うんですよね。平川市のねぶたもつくれば。そうすればその時、青森県の10市の中で弘前市も扇ねぶた、平川市も扇ねぶたとなればですね、青森県の人わかります。

例えばこの間みたいに、東京のほうに行ってやればですね、ねぶたはねぶたでしかないと思うんですよね。そこいら辺に問題起きないかどうかというのをいま懸念して言っているわけですけども、再度お願いします。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

これは祭り主催者、イベント主催者や関係する弘前市と協議することが必要かと思いますが、場合によっては2台あったほうが良いというふうな言われ方もすることも考えられますし、場合によっては弘前市が毎年出ているから今回は平川市でいってよと。ということになるかも知れません。これは後の協議によることだと思います。

○議長
○10番
(對馬 實議員)
○議長
○市長
(長尾忠行)

10番、對馬 實議員。

ですから、その協議する場を設ける、協議する場の土俵に上がる意思があるかということを確認しているわけです。

市長。

このイベントねぶたに関しましては、議員いま言われましたように、いわゆる10市大祭典の中で、いままで3回行われてきました。青森、八戸、弘前と。その中であって、唯一10市の中で平川市だけがそのパレードに参加できませんでした。参加するものがなかったわけです。

ぜひとも今年は、27年度はむつ市で行われるわけでありますが、ぜひとも10市揃わなきゃだめだと、市長会の中でそういう話がございまして。じゃ平川市で何ができるのかっていうようなことをさまざま検討させていただきました。

中で言われたことは、平川市には世界一の扇ねぶたがあるじゃないかと。ただ、あれをそのまま持っていくわけにはいきませんので、あのねぶたの特徴であります弘前市との違いは、色絵のねぶた絵か、いわゆる墨絵のねぶた絵か、その違いでございます。大きさも違いますけれど。

ですから平川市としては、その墨絵のいわゆる水墨画的なねぶたを製作して。もう一つは計画しているのは、女性だけの囃子隊を編成して、そういうふうなことをやれば弘前市との違いも出てくるのかなと。

また、もう一つ平川市のねぶたの弘前市との大きな違いは、前のほうに踊りがつくつかつかないかというのがあるんですが、その辺のところまでできるかどうかは、ちょっとこれからのことになるとは思いますが、そういうふうな違いを出しながら、お互い協力できれば協力しあっていきたいなというふうなことでの今回のこの政策と提案でございますので、御理解いただければというふうに思います。

- 議長
○17番
(佐藤 雄議員)
- 17番、佐藤 雄議員。
9ページに地方債補正、起債の目的、川端倉庫解体撤去事業、160万とあります。
32ページに市債、総務債、2億7,050万。補正で20万減額して、この川端倉庫解体撤去事業。この場所、それからこれ何平米ぐらいあるものでこうなっているものか御説明をお願いします。
- 議長
○建設部長
(櫻庭正紀)
- 建設部長。
ちょっと場所があれだったので、私のほうからちょっと担当違いますけれど説明いたしますと、碓ヶ関中央公民館がございまして。そのちょうど川、平川ですけれども国道7号線のほうを見ますと、ちょうど橋を渡った左側に昔、碓ヶ関村時代に倉庫として、その昔は消防頓所のような形であった所なんですけど、もう相当古いというか、木造2階建てなんですけれどもかなり老朽化された、私が記憶にないですので50年以上だと思います。
その解体を、約3間に5間ですね、約30坪ぐらいの建坪だと思います。それを解体する経費として起債を使って、その150万に減額になりました、入札の結果減額になりましたと。その工事費の減額分を今回計上したということで御理解いただきたいと思います。
- 議長
○17番
(佐藤 雄議員)
- 17番、佐藤 雄議員。
大体その位置はわかりましたけれども、いま私、耳悪いか、大体30坪ぐらいかなというお話ございました。この予算を見ますと、2億7,030万ですよ。坪当たり、いくらなんでしょう。
- 議長
○建設部長
(櫻庭正紀)
- 建設部長。
これは款項目の計上の下のほうになりますので、その川端倉庫が2億でなくて、総務費全体の起債の総額がそこに書かれておまして、私が説明したとおり当初から川端倉庫についてはそのような予算の範囲で、もちろんそういう解体工事ですので、木造のほんとに小さなものですので、そういうふうなことですので、ちょっとした勘違いなのかと、その辺については財政のほうから詳しく補足説明いたします。
- 議長
○17番
(佐藤 雄議員)
- 17番、佐藤 雄議員。
このぐらいの額で、あいまいな答弁である。積算基礎をお願いします。
- 議長
○碓ヶ関総合支所
長 (工藤久富)
- 碓ヶ関総合支所長。
はい、お答えいたします。
碓ヶ関の川端倉庫撤去工事の工事代金でございますけれども、工事代金が157万6,800円でございます。残りの2千いくらは、公用車購入の分だと思っております。
碓ヶ関の分は、157万6,800円で……、ですので先ほど御質問の碓ヶ関の川端倉庫撤去工事については、157万6,800円でございます。以上です。
- 議長
- 15時5分まで休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時5分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番

(佐藤 雄議員)

17番、佐藤 雄議員。

先ほど、私の勘違いで大変失礼申し上げました。

それから、先ほどのねぷたのお話でいろいろ市長に質問ございましたけれども、一昨年、ねぷた、私、突然案内することになりました。

それは、私が全国の会に五中会（ごちゅうかい）という会がありまして、平成5年に中国に行った会でございます。その五中会の幹事長をやっている方から7月ごろ突然電話がありまして、青森県のねぷた今年見に行くことになったと。

その中で話になったのが、平川市のねぷた一番いいと。したがって、平川市のねぷた見に行くことになったので、地図を見たらあなたのそばだと、あなた一つそのねぷたの席っこ取ってけらいねなど。いう御電話がありまして、早速その手配をいたしまして、25名ぐらい来たんですけども、席を取り、そして泊まったところが大坊温泉でございました。

大坊温泉でも気がきいて、マイクロバスを支度して、ねぷたの案内のほか青森の名勝を3日間にわたって案内してくれたということでございます。

私は、経済効果はすぐにはあらわれないけれども、そういうふうにして平川市のねぷたも、全国に名を知れてきたなというふうに感じておりますので、実際、私、体験しておりますので大いに頑張ってくださいいなとこう願っております。終わります。

○議長

○4番

(桑田公憲議員)

4番、桑田公憲議員。

6款の42ページですけれども、13節のりんご産業基幹青年委託料ですけれども。この委託料どういう関係でこういうふうになったのかと、恐らくこの委託料というのは、県のりんご協会に収めている委託料だと思いますけれども、やっぱり平川市のりんごを支えるためのこの基幹青年という若い人たちを育てるものですので、どうしてこういうふうになったのかということをお聞きしたいと思います。

それとついでです、ついでと言えおかしけれども、さっきからねぷたの話してますけれども、今年、知覧の20周年のねぷた確か7月あると思いますけれども、その行く人数と、それから予算面に、もしお知らせできればと思っています。よろしくお願ひします。

○議長

○経済部長

(奈良 進)

経済部長。

まず、南九州市のねぷたから申し上げます。例年であれば20人派遣する事業であります。知覧ねぷたも20周年ということで、平川市からも

う少し旅費等の御手伝いをして30人派遣する予定です。

それから、いくらぐらいの金をかけるつもりなのかというふうなことにつきましても、27年度の当初予算の時に審議の対象になっておりまして、今現在はその資料は持ち合わせておりませんので、後日の予算委員会で御質問をお願いします。

それから、基幹青年ですね……、当初、基幹青年を養成するためには前年度に、例えば26年度には何人を養成しますよということのアナウンスがあるんですけど、当初8人実は見込んでおりました。それが2名行けなくなった人がいらっしやいまして6人で終わったと。当然その分、市からの派遣でありますので、2人分減額することになりまして減額したということです。

○議長

4番、桑田公憲議員。

○4番

はい、4番。

(桑田公憲議員)

二つ一緒に聞いて、私、不慣れで大変申しわけございませんでした。経済部長なら両方わかっていると思ひまして、そういうふうにしたので。今度気をつけますので、よろしくをお願いします。

○議長

予算特別委員会のほうで聞いてください。

○17番

17番、佐藤 雄議員。

(佐藤 雄議員)

はい。

先ほど知覧のねふたの話出ました。議員の方々も、新しくなられた方々も多いわけですけども、私、去る11月の25日、鹿児島市に行っていました。そしていろいろな回って、泊まったホテルで、「どちらからおいでになりましたか」と。「平川市です」と。「あっねふた」。泊まったホテル三つありましたけれども、みな知っています。

知覧に行ってゆっくりしました。青森県職員互助会というものが、その日知覧を訪問しておりました。あるいは覚えている人もいないかなあと、昼飯食うに右往左往しておりましたら、あに図らんや旧尾上町の人も2人おりました。

そういうふうにして、うちのほうの知覧へのねふた、そして九州南薩摩あの辺みんな、ねふた、平川、知覧というふう知ってるわけでございますんで、いますぐにとは言いませんが議員も改選されますと、いまのメンバーも大分多くなるのではないかと思いますので、知覧との交流をそういう点で深めてゆけないものかなと、こう私自身思っているのをお伝えしておきます。終わります。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

ページが38ページです。民生費のところですか。それと39ページも伺います。

1目の児童福祉総務費のところでお尋ねをします。子育て世代臨時特例給付金359万円の減額について、どういうことかこうなったのかお知らせ

してください。

それから、39ページは扶助費のところでお尋ねをいたします。生活保護費4,358万7,000円が補正に計上されております。扶助費にはさまざまあるんですが、その内訳をお尋ねします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(佐藤俊英)

まず、38ページの認定こども園の整備補助金の337万5,000円の減額の件ですが……。

お答えします。こちらのほうは、臨時給付金精査によりまして当初予算で3,500人分計上したものが、最終的に申請が3,141人に決定したということでの減額でございます。

それから生活保護費の増の原因ですけれども、一応生活扶助と介護扶助のほうは若干の減なんですけど、医療扶助がかなりの額で伸びております。その原因としまして、扶助の方の高齢者が増えまして、その入院の医療費、これらが伸びているということが原因でございます。以上です。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番
(成田敏昭議員)

47ページ。8款2目の道路新設改良工事の中で、8,360万円の減額になっていきますけれども、これはどういう減額なのか、中身についてお知らせ願いたいと思います。

○議長

建設部長。

○建設部長
(櫻庭正紀)

当初、6路線ということで工事を行っておりますが、結果的には事業費の関係、国の補助の関係等で5路線ということになりました。それに伴い工事費の減額になっております。

3億7,545万2,000円の当初の計画でございましたけれども、工事請負費については4,100万円の減、3億3,446万2,000円の工事請負費と。公有財産についてもその分、1路線分の購入が今回見送られたという形で、補償費についてもそういう形になります。

これについては、来年度以降の工事費のほうにまた振り分けながら鋭意工事を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長

16番、成田敏昭議員。

○16番
(成田敏昭議員)

いま6路線ということで計画したけれども、5路線より工事やれなかったということなんですけれども、やれなかった1路線はどこなのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長

建設部長。

○建設部長
(櫻庭正紀)

新館野木和町居線でございます。用地補償関係で多分に日数を要したという形でございます。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論を終わります。
議案第54号平成26年度平川市一般会計補正予算案（第7号）について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。
議案第55号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第55号平成26年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。
議案第56号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第56号平成26年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第56号は、原案のとおり可決されました。
議案第57号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。

○議長

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第57号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○6番
(大川 登議員)

6番、大川 登議員。

せっかくいい施設建てていただいたのに、診療報酬が大分減っております。6ページですね。965万5,000円という診療報酬が減ってきておりますが、これについて今後の対策というものを立てていらっしゃるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長

平川診療所事務長。

○平川診療所事務
長(内山勝徳)

議員御指摘のとおり、患者数が当初見込みの46人から、現在のところ41.8人に減少しております。

原因としてはさまざまあるのかも知れませんが、大きいのはやはり院内処方。病院の中で薬までもらって帰られる、もとの診療所そうだったんですけど、院内処方から院外処方にまず変わった。わざわざ薬を薬局にもらいにいかねばならない方式に変えましたので、それが影響していると思われま。

それでこのような事態、改善するにはどういうことを考えているかということでございますが、あとで議員のみなさんにも御説明いたしますが、まずは平川市内にあまりない診療科、例えば今回、平川診療所で考えたのが整形外科なんですけど、そういう診療科を増設して、もうちょっと呼び水として患者さんを来てもらって、その波及効果で患者さんを増やす方法もあるのではないかとということで、今回、来年度から整形外科の診療を開始する予定でございます。

○議長

6番、大川 登議員。

○6番
(大川 登議員)

ということは、医師をまた一人増やすということなのでしょうか。それとも、また同じ先生がやるってことでしょうか。

○議長

平川診療所事務長。

○平川診療所事務
長(内山勝徳)

医師を増やすといっても、いわゆる常勤医ではございませんで、言ってしまうと大学のほうから週1回派遣してもらうという形で、嘱託医の形式で行います。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第58号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第3号)について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第59号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案(第4号)を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第59号平成26年度平川市水道事業会計補正予算案(第4号)について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。
議案第60号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案(第3号)についてを議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第60号平成26年度平川市下水道事業会計補正予算案(第3号)について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。
議案第61号平成26年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案(第1号)

から議案第68号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）の計8件を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑のある方は、議案番号を告げてから質問内容に入ってくださいようお願いいたします。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第61号平成26年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案（第1号）から議案第68号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）の計8件を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第61号から議案第68号までの8件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、報告案件に入ります。

報告第1号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって専決第7号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決第7号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

専決第7号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決します。

本件を、承認することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、専決第7号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第1号及び専決第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第1号及び専決第2号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決第1号平成26年度平川市一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

16番、成田敏昭議員。

○16番

(成田敏昭議員)

この中で灯油券の事業やっておりますけれども、いままで申し込みがどの程度あるのか。これ確かに各対象者には、はがきを出して呼びかけている事業だと思いますけれども。受付はどういう状況になっているのか、お知らせ願いたいと思えます。

○議長

ちょっと議題間違っているそうですけれども。

○16番

6号じゃこれ。

(成田敏昭議員)

すいません。

○議長

専決第1号ですから。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

専決第1号平成26年度平川市一般会計補正予算(第5号)について採決します。

本件を、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、専決第1号は承認することに決定いたしました。

専決第2号平成26年度平川市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「番号」と呼ぶ者あり)

る請願について、3名の紹介議員を代表し請願の趣旨について説明を行います。

1997年を境に労働者の年収はこれまで70万円も切り下げられ、現在、日本の雇用状況は非正規労働者は2,000万人を超え、年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる労働者は1,100万人にも達しています。

こうした現象にみられる雇用政策、賃金抑制政策は社会問題ともなっています。さらに、昨年4月からの消費税8%への増税は、消費の減少や景気悪化を強め、国民生活を圧迫しています。

人口減少をたどる青森県はさらに厳しく、平成26年12月21日からの最低賃金時間額は679円で、日本の最高の時間額である東京の888円と比べその差は209円もあり、大きな地域間格差が生じています。

先進諸国の最低賃金は時給1,000円以上が平均的となっており、日本でも最低賃金引き上げは2010年に政労使で、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円をめざす」と合意がされています。

中小零細企業の多い青森県においては、最低賃金1,000円以上の引き上げは困難と言われますが、仮に若い人が1,000円の時給で1日8時間、月20日の労働で月額16万円の賃金を得たとしますと、その中から5万円程度のアパート代や、国民年金の保険料をはじめとする税金や公共料金を支払うと、残りの生活費はぎりぎりの状況で、最低賃金1,000円は現実的な課題となっています。

先進諸国では、政府による中小企業への公的支援などによって高い水準の最低賃金を確保し、労働者・国民の消費購買力を高め経済を支えています。公的支援の拡充で我が国においても最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充が必要です。

平川市議会におかれましても、請願趣旨並びに三つの請願事項に御賛同くださり、請願第1号を満場一致で採択していただきますよう、お願いをするものです。以上、3名の紹介議員を代表しての趣旨説明を終わらせていただきます。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

次に、請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

11番、齋藤政子議員、登壇願います。

(齋藤政子議員登壇)

○11番

(齋藤政子議員)

請願第2号手話言語法を求める意見書の提出を求める請願について説明を申し上げます。

本案件は先の平成26年第4回定例会において陳情として配付されておりましたが、今般、再度請願として提出され紹介議員が4名おりますが、代表して私から説明申し上げます。

本請願は、手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、さらに手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定する意見書を国に提出することを求めるものであります。

ぜひとも主旨御理解の上、採択をたまわりますようお願い申し上げて、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

去る2月26日に開催された議会運営委員会において、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略し、最終日、議員全員で審議する議事日程と決定されました。

お諮りいたします。

請願第1号及び請願第2号について、会議規則第141条第1項の規定により、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略し、最終日に議員全員で審議することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

4日は議案熟考等のため、5日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。

よって4日、5日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6日、午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午後3時39分 散会